

## 豊中市福祉なんでも相談窓口設置等事業実施要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、社会的援護を要する人々が住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、要援護者の早期発見から支援につながるライフセーフティネットの構築を図ることを目的として、地域の既存施設を活用し、福祉なんでも相談窓口を設置する事業を実施するにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

**第2条** 「豊中市福祉なんでも相談窓口設置等事業」（以下「事業」という。）は、地域の住民や諸団体が主体的に参画して身近な場所に相談窓口を開設し、住民の生活における諸課題に関する相談を実施するとともに、その場所を活用して、地域住民や地域活動を行う者が集い、交流し、ふれ合うことのできる地域福祉活動拠点事業をいう。

### (事業内容)

**第3条** この事業は、おおむね小学校区ごとに、次に掲げる内容を実施する。

- (1) 地域住民等を対象とした身近な福祉相談の実施と専門機関への取次を行う。（以下「相談事業」という。）
  - (2) 地域住民や地域活動を行う者が集い、交流し、ふれ合うことのできる地域福祉活動拠点事業を運営する。
  - (3) 福祉サービスに関する情報、ボランティア情報、地域福祉活動情報等の福祉情報の受発信を行う。
  - (4) その他、第1条の目的を達成するための必要な事業を行う。
- 2 この事業の円滑な運営を図るため、実施地区において相談窓口設置運営委員会を組織するものとする。
- 3 この事業を行うにあたって、実施内容及び実施場所について地域の住民や諸団体に広く周知するとともに合意形成を図るよう努めるものとする。

### (相談員)

**第4条** 相談事業の運営にあたる相談員は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 校区福祉委員のうち、市が指定する研修を修了した者
- (2) その他、地域福祉に熱意と見識を有する者で、市が指定する研修を修了したもの
- (3) 豊中市民生・児童委員

### (人権尊重と個人情報の保護)

**第5条** 相談事業を実施するにあたっては、常に人権尊重の視点を持ち、業務を通じて知り得た個人情報その他の情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成16年8月18日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。